

長野市大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者  
選定委員会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市大規模施設の長寿命化改修事業に係る実施設計技術協力事業者選定委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理)

第2 委員に事故あるとき又は委員が欠けたときは、委員があらかじめ指名する者がその職務を代理することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年12月12日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。